

小児慢性特定疾病（平成 29 年度実施分）に係る検討結果について

（ 児童部会への報告案 ）

平成 28 年 12 月 20 日
社会 保障 審 議 会 児 童 部 会
小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会

1 . はじめに

児童福祉法（以下「法」という。）の規定に基づき、厚生労働大臣が社会 保障 審 議 会 の 意 見 を 聴 いて 小 児 慢 性 特 定 疾 病 （ 法 第 6 条 の 2 第 1 項 に 規 定 する 小 児 慢 性 特 定 疾 病 を いう 。 以 下 同 じ 。 ） を 定 め る に 当 た り 、 小 児 慢 性 特 定 疾 病 と す べ き 疾 病 の 案 及 び 法 第 6 条 の 2 第 2 項 に 規 定 する 当 該 小 児 慢 性 特 定 疾 病 の 状 態 の 程 度 に 係 る 案 を 以 下 の と お り 取 り ま と め た 。

2 . 小児慢性特定疾病に係る検討の進め方

本委員会では、別添 1 のとおり日本小児科学会からトランジションの観点で指定難病への追加の要望のあった 104 疾病のうち 16 疾病が、まだ小児慢性特定疾病の対象となっていないことから、小児慢性特定疾病への追加検討を行った。

個々の疾病について、小児慢性特定疾病の各要件を満たすかどうかの検討を行うに当たっては、「慢性に経過する疾病であること」、「生命を長期にわたって脅かす疾病であること」、「症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾患であること」、「長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾患であること」の 4 要件を確認した。

3 . 小児慢性特定疾病とすべき疾病の案及び当該疾病の状態の程度の案

本委員会では 16 の疾病を検討の対象とし、そのうち 14 疾病について小児慢性特定疾病の各要件を満たすと判断し、1 疾病について既存の小児慢性特定疾病に含まれる疾病と判断し、1 疾病について上記「生命を長期にわたって脅かす疾病であること」の要件を満たさないと判断した。

また、これまで他の小児慢性特定疾病に含まれる疾病として医療費助成の対象と整理していた 4 疾病についても、併せて検討し、疾病の性質上 4 疾病とも疾病名を明示化すべきと判断した。

したがって既に小児慢性特定疾病として指定されている704疾病に加えて、別添2の18疾病を小児慢性特定疾病（平成29年度実施分）とすべきことを本委員会の結論とした。

4. 今後の検討の進め方

これまでの検討で既存の704疾病と合わせて計722疾病について小児慢性特定疾病とすべきとしたこととなる。

今回は検討の俎上に上らなかった疾病や、検討はしたものの要件を満たさないとされた疾病については、厚生労働科学研究費補助金事業難治性疾患政策研究事業等で研究を支援し、小児慢性特定疾病として検討を行うための要件に関する情報が得られた段階で、改めて小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会において議論する。

その際には、検討対象となる疾病について小児慢性特定疾病の検討や状態の程度に係る検討を行うとともに、平成29年度実施分を含めた722疾病の認定について、医学の進歩に合わせ、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。